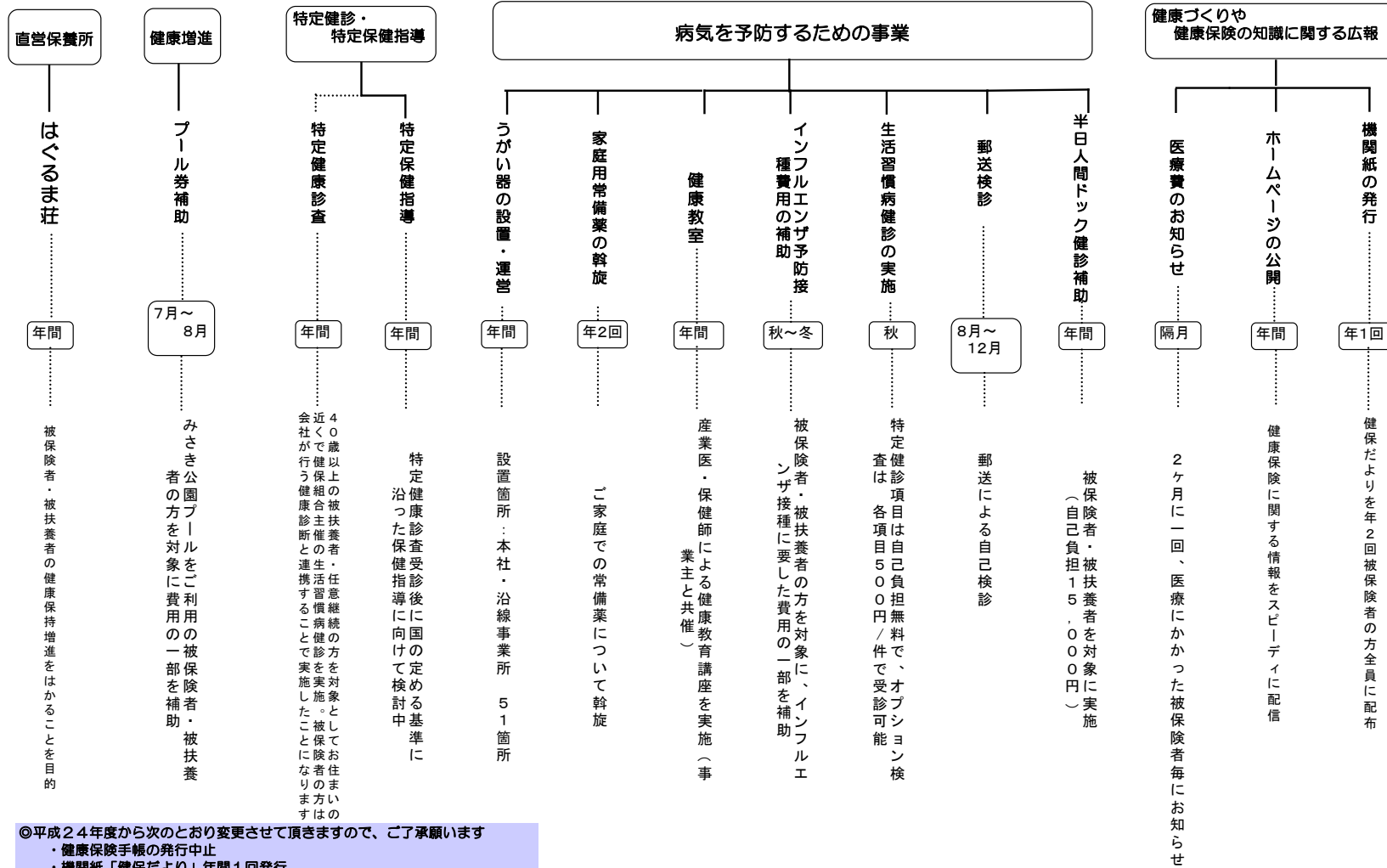


平成24年度

主な健康管理・健康増進事業

健康保険保健組合からは、病気・ケガをしたり、お産・死亡したときに、各種の保険給付を受けられますが、そのほかに健康保険組合の事業として、被保険者や被扶養者が病気になるないように、またいっそう健康を増進するための、次のような保健事業があります。



◎平成24年度から次のとおり変更させていただきますので、ご了承願います

- ・健康保険手帳の発行中止
- ・機関紙「健保だより」年間1回発行

この他の事業につきましても随時見直しを進めてまいります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。